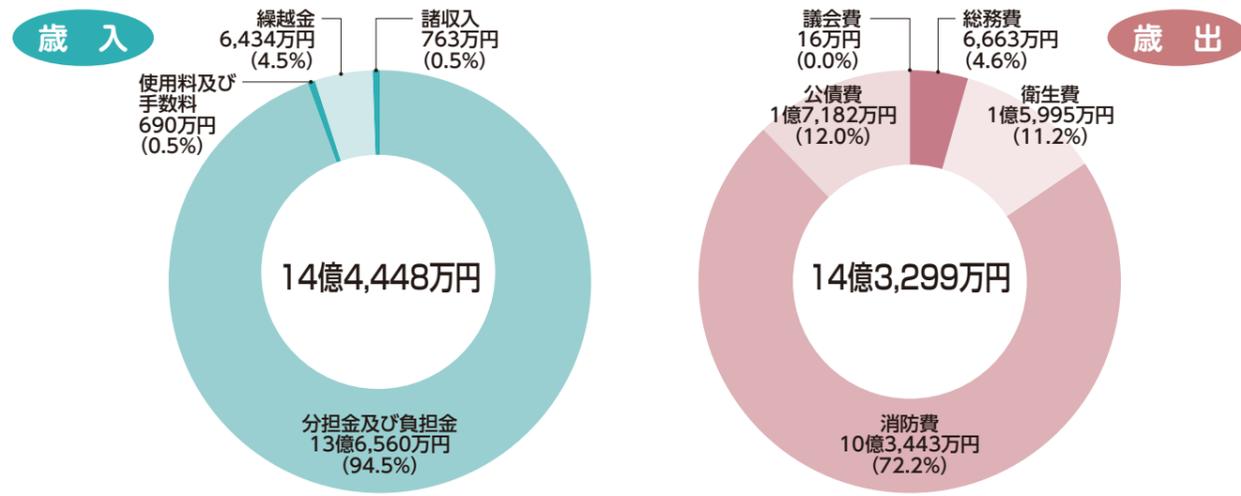


平成29年度釜石大槌地区行政事務組合会計

決算のあらまし

※四捨五入の関係で合計額などが合わない場合があります



平成29年度 行政事務組合の主な事業

	火災件数	前年度比較	救急件数	前年度比較
釜石消防署	12	1	1,532	△13
大槌消防署	1	△1	869	45
合計	13	0	2,401	32

	収集量 (kl)	構成比率 (%)	前年度比 (%)
釜石市	1万5,829	57.7	△3.9
大槌町	1万1,605	42.3	△2.3
合計	2万7,434	100.0	△3.2

○平成29年度開示請求などの状況について
平成29年度において、釜石大槌地区行政事務組合情報公開条例および釜石大槌地区行政事務組合個人情報保護条例に基づく、開示請求および審査請求はありませんでした。

【問い合わせ】釜石大槌地区行政事務組合 業務部 総務課 ☎31-1336

ノロウイルス感染症・食中毒を予防しましょう

ノロウイルス感染症・食中毒は冬場に多く発生しています。ノロウイルスは手指や食品などを介し、経口で感染し、嘔吐、下痢、腹痛、発熱などを起こします。特に子どもや高齢者は重篤化することがあるため注意が必要です。家庭などでできる予防を徹底しましょう。

- ①手洗いの徹底
トイレの後、調理前後、食事の前は石けんでよく手を洗いましょう。
- ②人からの感染を防ぐ
感染した人の便や嘔吐物から感染することがあります。嘔吐物などを片付ける際は、使い捨て手袋、マスクを着用し、塩素系漂白剤で消毒しましょう。
- ③食品からの感染を防ぐ
二枚貝は十分に加熱(85℃~90℃で90秒以上)しましょう。調理器具(まな板、包丁、食器、ふきん)は使用后すぐに洗浄し、消毒しましょう。

ノロウイルスに感染した場合は、体力の消耗・脱水症状を避けるために、水分と栄養を十分に補給しましょう。

【問い合わせ】市健康推進課 成人保健係 ☎22-0179

償却資産申告書の受け付けが始まります

市は、固定資産税の償却資産申告書の受け付けを行います。
平成31年1月1日現在で、市内に償却資産を所有している事業所および個人事業主は、忘れずに申告してください。

日時
平成31年1月4日(金)～31日(木)
(土・日曜日、祝日を除く)
8時30分～17時15分
※期限が近づくと窓口が混雑しますので、1月18日(金)までの提出に協力をお願いします。

※同日で「給与等支払報告書」の提出を市税務課市民税係で受け付けます。

■場所 市税務課資産税係(市役所第1庁舎1階)
※持参の他、郵送またはeTAX(エルトックス)による電子申告も受け付けます。

■申告内容
平成31年1月1日現在の償却資産の名称、取得価額および耐用年数などを申告してください。なお、初めて申告する場合は全資産を、それ以外の場合は、市税務課から送付された種類別明細書を確認し、資産の増減を申告してください。

【代替取得】
東日本大震災により滅失または損壊した資産に代わるものとして取得、改良した場合は、課税標準額を4年度分は2分の1とする特例があります。代替資産であることを明記し、併せて申告してください。なお、代替取得として認められる資産取得の期限は平成31年3月31日(日)までです。

- 提出書類
- ① 償却資産申告書(償却資産課税台帳)
 - ② 種類別明細書(増加資産、全資産用)
 - ③ 種類別明細書(減少資産用)

取り壊し家屋の連絡を忘れずに
平成30年中に家屋の取り壊しがあり、まだ滅失登記をしていない人は、市税務課に連絡をお願いします。連絡がないと取り壊しの確認ができないため、翌年度以降も固定資産税が課税されることがありますのでご注意ください。

【問い合わせ】市税務課 資産税係
〒026-8686 只越町3-9-13 ☎27-8417

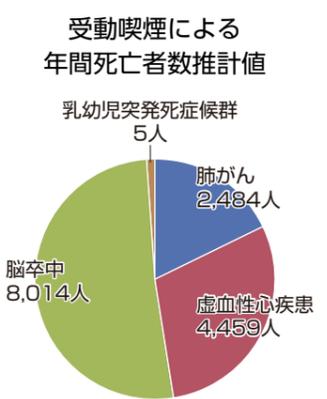
受動喫煙防止に取り組みましょう

～あなたが出す煙に困っている人がいます～

◆受動喫煙によって毎年多くの命が奪われています
たばこの副流煙などによる受動喫煙が原因で脳卒中、虚血性心疾患、肺がん、乳幼児突然死症候群で年間約1万5千人が死亡していると推計(※1)されています。

◆健康増進法が改正。多くの人が集まる施設は原則禁煙になります
望まない受動喫煙をなくすため、多くの人が集まる施設は原則として屋内禁煙となります。2019年夏ごろには学校や病院、行政機関などの敷地内が全面禁煙(※2)に。2020年には会社、大型飲食店、ホテルのロビーなども原則屋内禁煙(※3)となります。

ただし既存店舗で次の2つの条件を満たし、「喫煙可能」の表示をした場合は特例として喫煙可能となります。
・客席面積が100㎡以下
・個人経営または資本金5,000万円以下の中小企業が営む場合
なお喫煙可能部分には、20歳未満は立ち入ることができません。



ルールを守り、指定された喫煙場所以外での喫煙は止めましょう。また、施設管理者は、ルールの適用に向けた準備を進めましょう。

※1 「厚生労働省検討会報告書 喫煙の健康影響に関する検討会編：喫煙と健康、2016」より
※2 受動喫煙対策を施した屋外喫煙所の設置は可
※3 国の基準を満たした喫煙専用室の設置は可

【問い合わせ】市健康推進課 成人保健係 ☎22-0179